（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条　国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条　国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2　前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

3　前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条　国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条　第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

（大学院設置基準の一部改正）

第二条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　雑則（第三十五条―第三十八条）」を「第十一章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）　第十二章　雑則（第四十二条―第四十五条）」に改める。

第七条の二中「単に」を削り、「という。）」の下に「及び第三十六条第一項に規定する国際連携教育課程（第十三条第二項及び第二十三条の二において「国際連携教育課程」という。）」を加える。

第七条の三第二項中「する専攻」の下に「及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻」を加える。

第十条第二項中「第三十七条」を「第四十四条」に改める。

第十三条第二項中「受けるもの」の下に「及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるもの」を加える。

第十五条中「された国際連合大学」の下に「（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）」を加える。

第十七条第二項及び第三項中「前条ただし書」を「第十六条ただし書」に改める。

第二十三条の二中「共同教育課程」の下に「及び国際連携教育課程」を加える。

第十一章中第三十八条を第四十五条とし、第三十五条から第三十七条までを七条ずつ繰り下げる。

第十一章を第十二章とし、第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　国際連携専攻に関する特例

（国際連携専攻の設置）

第三十五条　大学院は、その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、研究科に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2　大学院は、研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3　国際連携専攻の収容定員は、当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第三十六条　国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2　国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第三十七条　国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2　国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、五単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第三十八条　国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2　国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。